

# タクシー事業の現状について

---

# タクシー事業の現状について(全国)

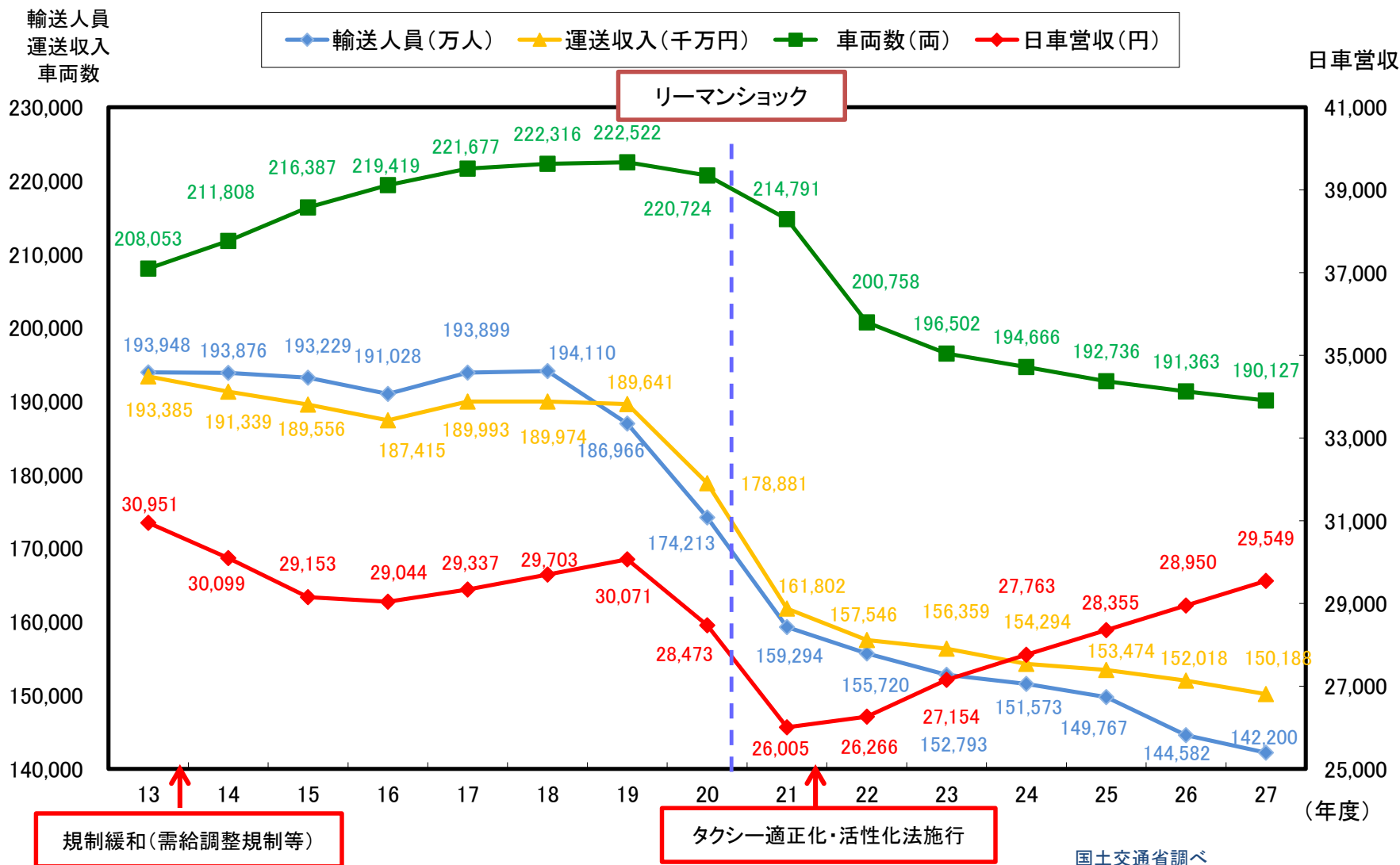
	法人タクシー	個人タクシー	合計
事業者数 (者)	6,304	35,883	42,187
車両数 (両)	190,127	35,883	226,010
輸送人員 (千人)	1,422,000	90, 226	1,512,226
営業収入 (百万円)	1,501,884	132, 635	1,634,519
運転者数 (人)	296, 461	35,883	332, 344

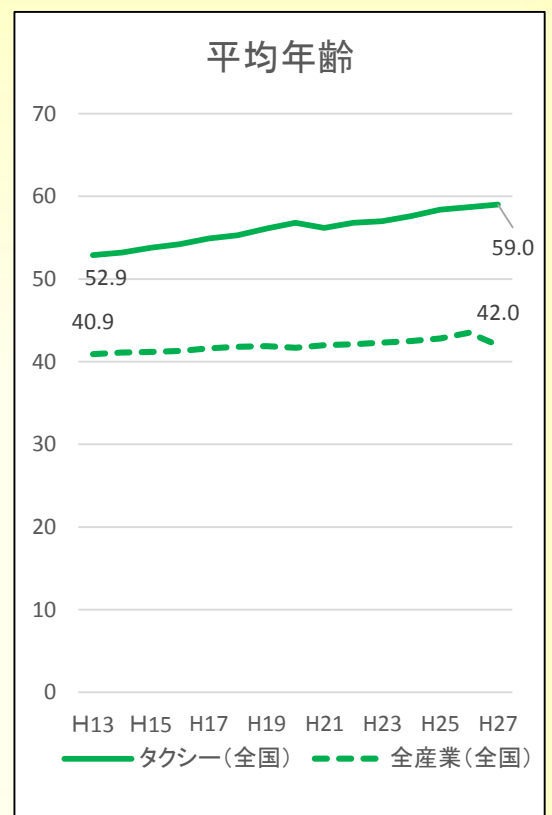
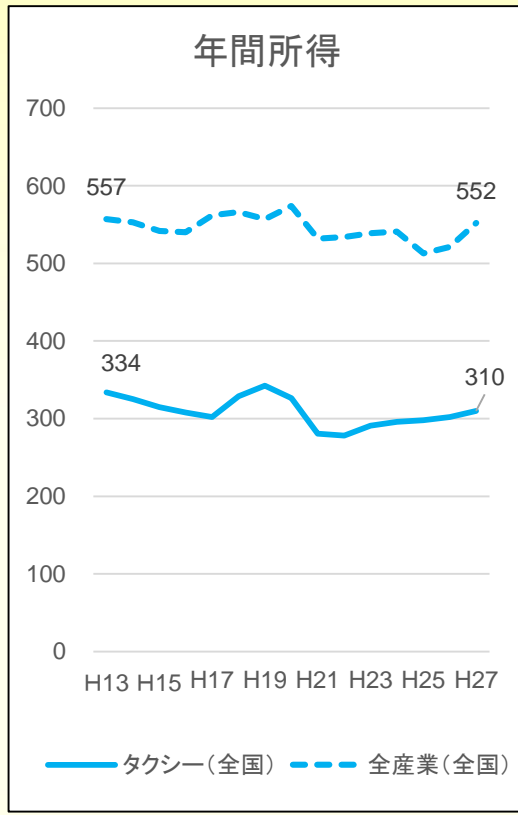
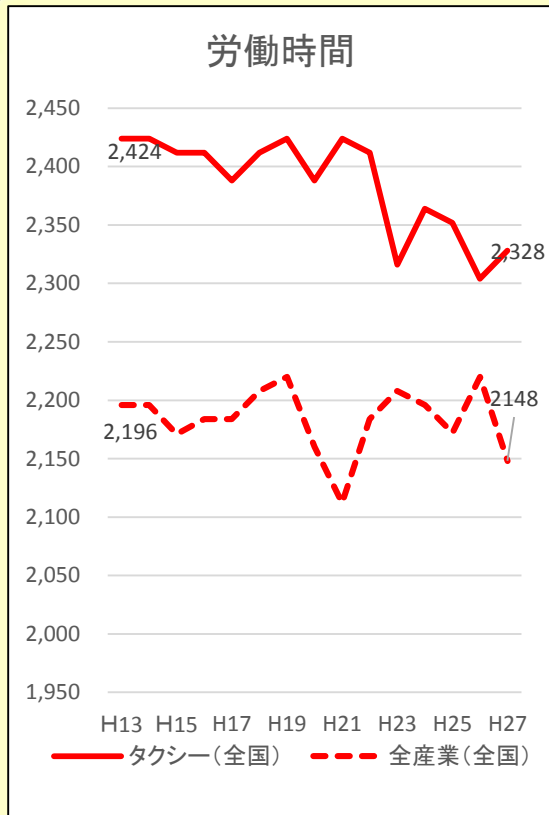
平成28年3月31日現在

国土交通省調べ ※ハイヤー及び福祉限定事業者を除く

# タクシー事業の現状について(全国・法人タクシー)

- ・車両数は、平成14年2月の規制緩和以後増加傾向にあったが、20年度以降は減少傾向。
- ・輸送人員・運送収入については、景気の低迷等の影響を受けて、近年減少傾向。
- ・適正化の取組み(減車)の結果、平成22年度以降 日車営収が上昇。





資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より国土交通省作成

(注1)年間所得＝「きまって支給する現金給与額×12＋年間賞與其他特別給与額」により国土交通省が推計した値

きまって支給する現金給与額＝各年6月分として支給された現金給与額(所得税、社会保険料等を控除する前の額)で、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、超過勤務手当等を含む。

年間賞與其他特別給与額＝調査年前年1月から12月までの1年間における賞与、期末手当等特別給与額

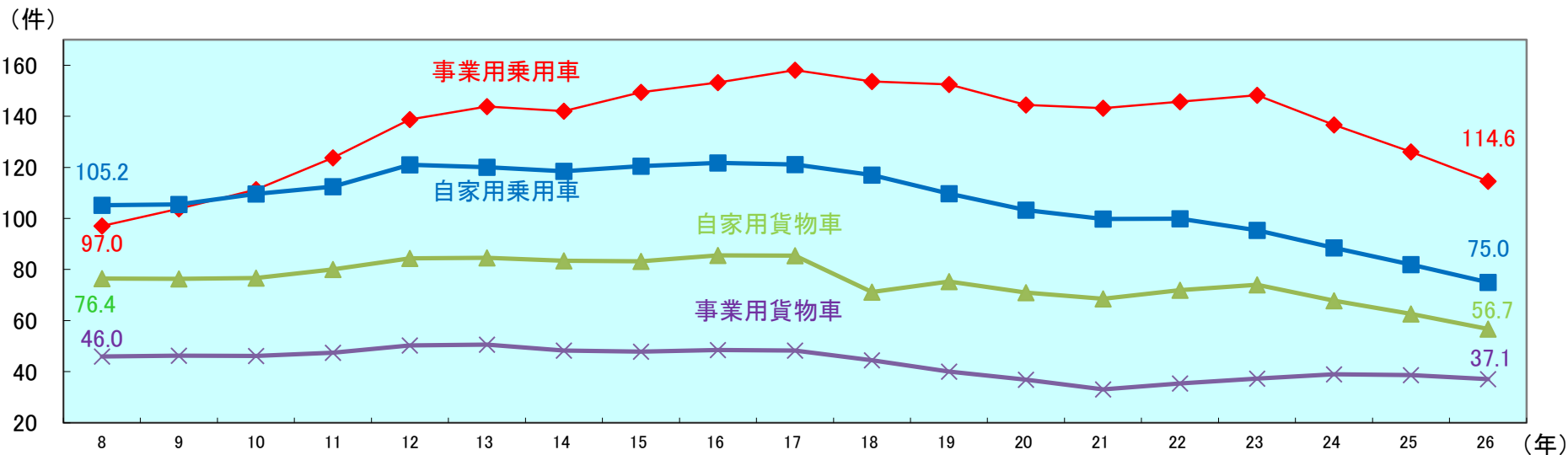
(注2)労働時間＝「(所定内実労働時間数＋超過実労働時間数)×12」により国土交通省が推計した値

所定内実労働時間数＝事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間に実際に労働した時間数

超過実労働時間数＝事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間以外に実際に労働した時間数及び所定休日において実際に労働した時間数

(注3)調査対象は、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所。

# 走行1億キロ当たりの交通事故件数の推移(第一当事者)



# 走行1億キロ当たり死亡事故件数の推移(第一当事者)

